

新型コロナウイルスの影響に伴い、2月28日に発信した【事務関連】＜自賠責：新型コロナウイルス＞車検期間の伸長および自賠責保険の特別措置（その2）（20-00250）にて自動車検査証の有効期間伸長をご案内しておりますが、7都府県（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県）において、国土交通省から自動車検査証の有効期間を伸長する旨、公示されました。

これを受け、自賠責保険における特別措置を連絡します。

## 1. 適用地域および伸長期間

適用地域	車検の有効期間	伸長期間
全国 （7都府県を除く）	2020年2月28日～ 2020年3月31日まで	2020年4月30日まで
7都府県 （東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県）	2020年2月28日～ 2020年5月31日まで（※）	2020年6月1日まで

※7都府県のうち、自動車検査証記載の有効期間の満了日が2020年4月1日～2020年4月7日の車両は伸長の対象ではないので、ご注意ください。

## 2. 契約者に対する特別措置

### （1）特別措置の適用

- に該当する検査対象自動車および検査対象外自動車等の自賠責保険契約者から「特別措置適用申請書」による申請があり、かつ、当社の承諾があった場合に特別措置を適用します。  
※特別措置適用の申請と同時に契約手続をし、かつ、保険料の払込みを猶予しない保険契約の場合は、申請書の取り付けは省略可能です。

### （2）特別措置の内容

- ア. 継続契約の締結手続き猶予  
（ア）検査対象車

対象車両	内容
全国（7都府県を除く）	自動車検査証記載の有効期間の満了日が2020年2月28日から2020年3月31日までの自動車に付保された保険契約であり、2020年2月28日から2020年4月30日までに保険期間の終期が到来する保険契約は、同一車両に係る継続契約の締結手続を、2020年4月30日を限度として、猶予する。
7都府県に自動車検査証の「使用の本拠の位置」を有する自動車	自動車検査証記載の有効期間の満了日が2020年2月28日から2020年5月31日まで（※）の自動車に付保された保険契約であり、2020年2月28日から2020年6月1日までに保険期間の終期が到来する保険契約については、同一車両に係る継続契約の締結手続を、2020年6月1日を限度として、猶予する。

※ただし、自動車検査証記載の有効期間の満了日が2020年4月1日から2020年4月7日までに到来するものは除く（継続契約締結手続猶予の適用対象外）。

#### （イ）検査対象外車

対象車両	内容
全国（7都府県を除く）	2020年2月28日から2020年4月30日までに保険期間の終期が到来する保険契約は、同一車両に係る継続契約の締結手続を、2020年4月30日を限度として、猶予する。
7都府県を自賠責保険証明書の「使用の本拠の所在地」とする自動車	2020年2月28日から2020年6月1日までに保険期間の終期が到来する保険契約は、同一車両に係る継続契約の締結手続を、2020年6月1日を限度として、猶予する。

#### イ. 継続契約の保険料払込みの猶予

適用地域	内容
全国	2020年2月28日から6ヵ月後の末日（2020年8月31日）までに契約者が払込むべき継続契約の保険料の払込みを、6ヵ月後の末日（2020年8月31日）まで猶予する。
※ただし、自動車検査証記載の有効期間の満了日が2020年4月1日から2020年4月7日までに到来する自動車に付保した継続契約は除く（継続契約の保険料払込み猶予の適用対象外）。	

#### ウ. 特別措置の適用パターン

契約者等の状況から、特別措置適用の有無を整理した表は次のとおり。

#### 【検査対象車】

契約者	使用の本拠地	手続猶予	振込猶予
・災害救助法適用地域内に居住する契約者	伸長対象 地域内	○	○
・今回の災害等で被害を受けた契約者	伸長対象 地域外	×	○
・今回の災害等で被害を受けた保険会社、代理店・扱者の取扱う契約者	伸長対象 地域内	○	○
・その他各社が適用妥当と判断する者	伸長対象 地域外	×	×
上記以外			

#### 【検査対象外車】

契約者	手続猶予	払込猶予
・災害救助法適用地域内に居住する契約者		○
・今回の災害等で被害を受けた契約者	○	○
・今回の災害等で被害を受けた保険会社、代理店・扱者の取扱う契約者		○
・その他各社が適用妥当と判断する者		○
上記以外	×	×

### 3. 特別措置適用申請書

添付ファイルの「自賠責特別措置適用申請書」を使用してください。

### 4. 対応マニュアル

以下を参照してください。

[リンク←【自賠責】新型コロナウイルス対応マニュアル](#)

### 5. 引受・事務処理に関するQ&A

以下を参照してください。

[リンク←【自賠責】新型コロナウイルス 引受・事務処理に関するQ&A](#)

### 6. 特約代理店に対する特別措置

#### (1) 特別措置の対象

今回の災害により保険料精算等の業務に支障をきたす特約代理店を対象とします。

#### (2) 特別措置の内容

##### ア. 特約代理店の保険料精算期限の特別措置

自賠責特約代理店適格審査要領に定める保険料精算期限（「7日以内」）の規定に

かかわらず、当該災害によりこの規定を遵守できない場合、その事由が存する期間について、本規定を適用しません。

したがって、特約代理店適格審査および再審査において上記に該当する7日超の件数は、総精算件数から除外できるものとします。

##### イ. 保険料収納済印の省略

e-JIBAI等を利用できず手書きの自賠責保険証明書で対応するにあたり、交通事情等の影響などにより保険料収納済印が手元にない場合には、自賠責保険証明書の保険料収納済印欄に、保険募集人が以下の内容を記載することにより収納済印の代替として取り扱うことを可とします。

#### (3) 特別措置の適用期限

本特別措置の適用は保険料精算等の業務が災害前の状態に復旧したときまでとします。